

令和5年安曇野市議会 3月定例会 提案説明書

— 目次 —

| | |
|----------------|----|
| 報告第 1 号 | 1 |
| 議案第 1 号 | 2 |
| 議案第 2 号 | 3 |
| 議案第 3 号 | 4 |
| 議案第 4 号 | 5 |
| 議案第 5 号 | 6 |
| 議案第 6 号 | 7 |
| 議案第 7 号 | 8 |
| 議案第 8 号 | 9 |
| 議案第 9 号 | 10 |
| 議案第 10 号 | 16 |
| 議案第 11 号 | 18 |
| 議案第 12 号 | 19 |
| 議案第 13 号 | 21 |
| 議案第 14 号 | 22 |
| 議案第 15 号 | 23 |
| 議案第 16 号 | 24 |
| 議案第 17 号 | 25 |
| 議案第 18 号 | 26 |
| 議案第 19 号 | 27 |
| 議案第 20 号 | 29 |
| 議案第 21 号 | 32 |
| 議案第 22 号 | 46 |
| 議案第 23 号 | 50 |
| 議案第 24 号 | 52 |
| 議案第 25 号 | 54 |
| 議案第 26 号 | 55 |
| 議案第 27 号 | 56 |
| 議案第 28 号 | 57 |
| 議案第 29 号 | 58 |
| 議案第 30 号 | 59 |
| 議案第 31 号 | 60 |
| 議案第 32 号 | 61 |
| 議案第 33 号 | 64 |
| 議案第 34 号 | 67 |
| 議案第 35 号 | 69 |
| 議案第 36 号 | 70 |
| 議案第 37 号 | 71 |
| 議案第 38 号 | 72 |

報告第 1 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

別紙をお願いいたします。

専決処分書

安曇野市明科光 191 番地 3 先における事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 12 月 16 日付けです。

1 和解の相手方
市内在住者です。

2 事故の概要
令和 4 年 11 月 11 日、午後 8 時頃、損害賠償請求者が運転する軽自動車は国道 19 号から市道明科 3012 号線へ左折後、道路に設置しているグレーチングを通過した際にグレーチングを跳ね上げ、車体下部に接触しプロペラシャフト等車体の下部を損傷した事故です。

3 和解の内容
この事故原因は、道路管理者の施設管理に瑕疵があると認め、安曇野市の過失を 100%とする。
よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 137,478 円を賠償するものとして、令和 4 年 12 月 16 日に示談が成立いたしました。

なお、本件示談に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認しましたので報告するものです。

説明は、以上です。

議案第1号

安曇野市会計年度任用職員の給料等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

令和4年8月の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給料月額を引き上げるようになったことから、会計年度任用職員についても給料表の改正をするものです。

また、条例第4条で称していた「号給」という文言を、給料表に記載のとおり「号俸」に改める改正をするものです。

本改正は、令和5年4月1日から施行します。

説明は、以上です。

議案第2号

安曇野市債権管理条例の一部を改正する条例

本条例改正は、徴収見込みのない債権の放棄ができる事由を新たに追加することにより、適正な債権管理を図るために行うものです。

改正内容について、ご説明します。

市の債権を放棄できる事由として、

条例第6条第1項第2号に、債務者が死亡し相続人全員が相続放棄した場合、又は戸籍等の保管期限切れなど相続人の存在が明らかでない場合を加えます。

次に第6号として、債務者が著しい生活困窮状態にあり、弁済等の見込みがない場合、

また、第7号として、法律上の争いで市が勝訴の見込みがないと判断した場合を加えます。

本改正は、令和5年4月1日から施行します。

説明は、以上です。

議案第3号

安曇野市太陽光発電設備の設置等に関する条例

太陽光発電設備の設置等に関して必要な事項を定める条例です。

災害の防止及び市の風土が育んできた豊かで良好な景観・自然環境等の保全を図り、もって太陽光発電事業との共生並びに市民の生命及び財産を保護することを目的に、新たに制定します。

第2条は用語の定義です。

第3条で基本理念を示します。太陽光発電設備の設置等に当たっては、良好な景観・自然環境等を維持することができるよう努めなければならないとします。

第4条から第7条まで、市、事業者、地域住民等、所有者等、それぞれの責務を定めます。

第8条で設置を認めない禁止区域（砂防指定地、保安林の区域など）、第9条で特に配慮を必要とする抑制区域（洪水浸水想定区域など）を定めます。

第10条から第15条までは、事業者の市長との事前協議、地域住民等に対する事業説明や同意、協定の締結など、事業着手前の手続きについて定めるものです。

第16条から第21条までは、許可や検査など、事業の着手から設置までの手続き、また、保全義務等について定めるものです。

第22条から第28条までは、事業者が事業を廃止した場合、また適切に設置及び運営等がなされていない場合に課す措置等について定めるものです。

第29条は委任、第30条は罰則を定めるものです。

この条例は令和5年6月20日から施行します。

あわせて附則第2項で、安曇野市の適正な土地利用に関する条例の一部改正と、第3項で、それに伴う経過措置について規定いたします。

説明は、以上です。

議案第4号

安曇野市工場立地法に基づく準則を定める条例

現在、一定規模以上の工場（敷地面積 9,000 m²以上又は建築面積 3,000 m²以上の特定工場）については、敷地面積に対して設けなければならない緑地の面積率等が国の準則で定められています。この規制は、自治体が条例を設けることにより緩和することが可能となっていることから、本市の工業の発展及び雇用機会の創出のため、本条例を制定し、規制緩和を図るものです。

条例の主な内容ですが、第3条において、

住宅や商業等を目的とする区域以外を緩和の対象区域として設定し、緑地面積率を20%以上から10%以上に、環境施設面積率を25%以上から15%以上にそれぞれ緩和いたします。

なお、対象区域以外につきましては、これまで同様に緑地面積率が20%以上、環境施設面積率は25%以上となります。

本条例は、令和5年4月1日から施行します。

説明は、以上です。

議案第5号

安曇野市景観条例の一部を改正する条例

今回の改正は、円滑で適正な制度運用に向けて、整理が必要な箇所や条項ずれ等について必要な改正を行うものです。

主な改正として、運用にかかわる部分についてご説明します。

第12条第3号において、「景観法施行規則において、条例で定める」としている届出の添付書類についての規定を設けます。これは、「景観法施行規則」において、添付図書については条例で定めるところ、これまで「安曇野市景観条例施行規則」でのみ定めていたものを解消するものです。

また、附則に「(経過措置)」を加えます。これは、長野県の景観条例に基づき認定された景観育成住民協定の位置づけを明確にするためのものです。

本改正は、令和5年4月1日から施行いたします。

説明は、以上です。

議案第6号

安曇野市屋外広告物条例の一部を改正する条例

今回の改正は、国の指針に基づき屋外広告物の安全点検を義務付け、また、現在発行している許可証を書面形式の交付に改めるため、条例の改正を行うものです。

主な改正として、運用にかかわる部分についてご説明します。

第8条（適用除外）において、「政治活動」を加えます。現行、「営利を目的としない広告物等」の中で運用しておりましたが、基準を明確にするためのものです。

第10条（許可証等の交付）になります。現在、許可証としてシールを発行し、該当広告物へ貼り付けるとしてありますが、形状や設置位置により貼り付けができない実情があり、これを規則に定めることにより書面形式の許可証の発行に改めるものです。

第17条（管理者の設置）及び第18条（安全点検）になります。経年劣化等により、屋外広告物の安全性が損なわれることを防止するために、任意で行っておりました設置者等による安全点検を義務付けるものです。

第27条（手数料）を加えます。現行、「安曇野市手数料条例」の中で運用しておりましたが、基準を明確にするためのものです。

本改正は、令和5年4月1日から施行します。

ただし、第18条「安全点検の義務化」については令和5年10月1日としております。これは、広告物の設置者等に周知期間を経たうえで施行するためです。

説明は、以上です。

議案第 7 号

安曇野市人権教育集会所条例の一部を改正する条例

安曇野市豊科町通り人権教育集会所について、人権問題に対する理解と認識を深めるため昭和 62 年に設置されたものですが、現在は設置目的による利用はなく、地元地区の集会所として利用されていることから公の施設としての用途を廃止するものです。

本改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 8 号

安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

本条例改正は、農業委員及び農地利用最適化推進委員に支払われる報酬の財源として、県を通じて国から交付される、農地利用最適化交付金について、交付金事業実施要綱が改正され、交付金の算定基準が変更となったことから、報酬加算額について改正を行うものです。

第 8 条関係の別表第 2 中、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬月額に加算額について「46,000 円を超えない範囲内において」を、「国から交付される農地利用最適化交付金の範囲内で加算することができる」に改正するものです。

本改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

議案第9号

令和4年度安曇野市一般会計補正予算（第8号）

（補正予算の要旨）

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,100万円を追加し、469億8,500万円とします。

翌年度当初からの事業実施のため令和4年度中に対応が必要となる事業のほか、本年度の決算を見据えての既存予算に対する過不足分などを補正し、繰越明許費や債務負担行為の追加等を行なうものです。

議案書により説明します。また、予算説明書を併せてご覧ください。

2ページの歳入です。

（事項別明細書は予算説明書の14ページからとなります。）

13 款 分担金及び負担金は、382万4千円の増額です。

- 1 項 分担金で、「団体営土地改良事業分担金」（17万8千円）の減額です。
- 2 項 負担金で、「老人入所措置費個人負担金」（400万2千円）の増額です。

14 款 使用料及び手数料は、984万円の増額です。

- 1 項 使用料で、「霊園使用料」（1,064万円）の増額が主なものです。

15 款 国庫支出金は、1億8,667万6千円の減額です。

- 1 項 国庫負担金で、1億7,219万8千円の減額です。「新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金」（1億1,385万円）の減額が主なものです。
- 2 項 国庫補助金で、1,447万8千円の減額です。「令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業補助金」（9,140万円）の減額が主なものです。

16 款 県支出金は、7,175万9千円の減額です。

- 1 項 県負担金で、465万6千円の減額です。「後期高齢者医療保険基盤安定負担金」の減額が主なものです。
- 2 項 県補助金で、6,092万4千円の減額です。「多面的機能支払推進交付金」（3,621万円）の減額が主なものです。
- 3 項 県委託金で、617万9千円の減額です。「長野県新型コロナウイルス感染症外来・検査センター事業実施業務委託金」（629万6千円）の減額が主なものです。

17 款 財産収入は、1,328万2千円の増額です。

- 1 項 財産運用収入で、「減債基金利子」(310 万 5 千円)の増額が主なものです。
- 2 項 財産売払収入で、「市有地売払収入」(876 万円)の増額が主なものです。

18 款 寄附金は、146 万円の増額です。

- 1 項 寄付金で、全額「指定寄附金」の増額です。

19 款 繰入金は、8,385 万 5 千円の減額です。

- 2 項 基金繰入金で、「財政調整基金繰入金」(△7,748 万 2 千円)の減額が主なものです。

21 款 諸収入は、2,428 万 4 千円の増額です。

- 5 項 雑入で、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業補助金精算分」(2,859 万円)の計上が主なものです。

22 款 市債は、5 億 8,060 万円の増額です。

- 1 項 市債で、国の第 2 次補正予算による小学校施設改修事業等に係る「旧合併特例事業債(教育債)」(7 億 3,130 万円)の増額が主なものです。

以上が歳入の概要です。

3 ページの歳出です。

(事項別明細書は予算説明書の 26 ページからとなります。)

1 款 議会費は、8 万 3 千円の減額です。

- 1 項 議会費で、費用弁償等の減額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 28 ページからとなります。)

2 款 総務費は、7,651 万 6 千円の増額です。

- 1 項 総務管理費で、7,444 万円の増額です。公共施設整備基金の積立てとして「基金積立金」(1 億 2,000 万円)の増額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 42 ページからとなります。)

3 款 民生費は、3 億 5,319 万 1 千円の減額です。

- 1 項 社会福祉費で、1 億 5,953 万 9 千円の減額です。事業終了による「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業」(△9,140 万円)の減額が主なものです。
- 2 項 児童福祉費で、2 億 5,890 万 7 千円の減額です。児童手当、児童扶養手当の確定見込み等による「児童福祉総務費」(△1 億 2,803 万 8 千円)、三郷東部認

定こども園建設事業の年度見直しに伴う「公立認定こども園整備費」(△9,096万4千円)の減額が主なものです。

3項 生活保護費で、6,525万5千円の増額です。令和3年度生活保護費国庫負担金精算などに伴う「生活保護総務費」(6,569万円)の増額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の54ページからとなります。)

4款 衛生費は、7,034万3千円の減額です。

1項 保健衛生費で、7,339万7千円の減額です。実績見込みによる予防接種医務委託料の減額による「予防接種事業」(△4,696万1千円)の減額が主なものです。

2項 清掃費で、305万4千円の増額です。ごみ排出量増加による運搬委託料等増額に伴う「清掃費」(290万1千円)の増額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の60ページからとなります。)

6款 農林水産業費は、1億1,157万3千円の減額です。

1項 農業費で、2,324万4千円の減額です。農家民宿受入を予定していた学校すべての受入が中止となったことによる「農村都市交流促進事業」(△550万円)の減額、ビレッジ安曇野浴室サウナ改修工事を令和5年度までの債務負担行為とすることに伴う「安曇野の里運営事業」(△621万1千円)の減額が主なものです。

2項 林業費で、3,965万円の減額です。実績見込みによる松枯損木伐倒駆除処理委託料の減額による「松くい虫被害対策事業」(△1,867万円)の減額が主なものです。

3項 耕地費で、4,867万9千円の減額です。多面的機能活動支援補助金の確定見込みに伴う「多面的機能支払交付金事業」(△4,827万9千円)の減額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の68ページからとなります。)

7款 商工費は、5,343万9千円の減額です。

1項 商工費で、燃料高騰に伴う事業者支援の事業経費の確定により「新型コロナウイルス感染症対策事業」(△3,537万3千円)の減額、テレワークセンターのノートパソコン等の備品購入費等の減額による「しごと創出事業」(△750万6千円)の減額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書72ページからとなります。)

8款 土木費は、1億4,616万9千円の減額です。

2項 道路橋梁費で、7,304万7千円の減額です。事業費の確定に伴う「市道新設改良事業」(△8,100万円)の減額が主なものです。

3項 河川費で、7,287万7千円の減額です。万水川排水路工事の地元調整の結果、事業内容見直しに伴う「河川総務費」(△7,007万7千円)の減額が主なものです。

4項 都市計画費で、185万5千円の増額です。国の第2次補正予算による都市公園改修工事に伴う「都市公園等維持管理事業」(850万円)の増額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の78ページからとなります。)

9款 消防費は、5,766万4千円の減額です。

1項 消防費で、防災無線機器本体の納品に時間を要し、令和5年度までの債務負担行為とすることによる「防災無線維持管理費」(△4,381万4千円)の減額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の80ページからとなります。)

10款 教育費は、10億694万6千円の増額です。

1項 教育総務費で、722万6千円の減額です。学校配置支援員への人件費の確定などに伴う「学校支援員配置事業」(△1,000万円)の減額が主なものです。

2項 小学校費で、9億3,686万9千円の増額です。国の第2次補正予算等による小学校施設改修工事請負費の増額に伴う「小学校施設改修事業」(9億3,087万9千円)の増額が主なものです。

3項 中学校費で、8,302万3千円の増額です。国の第2次補正予算等による中学校施設改修工事請負費の増額に伴う「中学校施設改修事業」(7,536万9千円)の増額が主なものです。

5項 社会教育費で、177万円の減額です。日展安曇野展開催負担金の確定による「文化振興費」(△336万8千円)の減額、光熱水費高騰により「交流学习センター等管理費」(865万9千円)の増額、コロナの影響により放課後子ども教室や指導者研修会が実施できなかったことに伴う「放課後、家庭教育推進費」(△360万5千円)の減額が主なものです。

6項 保健体育費で、258万9千円の減額です。穂高プール造成設計業務の不用額による「市民プール管理費」(△209万円)の減額が主なものです。

以上が歳出の概要です。

一般会計全体における職員給与関係の補正内容については、予算書98ページからの給与費明細書をご覧ください。

特別職については、523万5千円の減額、

一般職については、直近の人事異動によるものや、不用額の減額などが主なもので、1億310万8千円の減額です。

議案書4ページの第2表 繰越明許費補正です。

主なものとして、国の第2次補正に伴う交付金など、追加内示による事業実施分として「道路橋梁修繕事業（交付金）」や「三郷小学校施設改修事業」、また、資材調達に日数を要するなど、年度内での事業完了が困難となった「都市再生整備計画事業（明科駅周辺）」や「市道新設改良事業（交付金）」などの12事業について繰越明許費を追加するものです。

議案書5ページの第3表、債務負担行為補正です。

追加については、豊科北小放課後児童クラブの対象を6年生まで拡充するため、「豊科北小学校教室改修工事設計業務委託」によるものや、「三郷東部認定こども園建設事業」、「防災行政無線FWA改修工事」など工期の見直しによるものなど、今年度から複数年契約となる12事業について債務負担行為を追加するものです。

変更については、本年度補正予算第6号において設定した「安曇野市東部アウトドア拠点整備基本構想策定業務」について、国・県と連携を図るため国土交通省の「かわまちづくり支援制度」への登録支援を業務に追加するに当たり、事業期間を令和6年度まで延長するものです。

議案書6ページの第4表 地方債補正です。

追加の主なものについては、国の第2次補正予算による交付金の追加内示により、道路等整備事業の追加実施による「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（土木費）」や小中学校施設改修事業の前倒し実施による「学校教育施設等整備事業債（教育債）」など3件の補正です。

変更の主なものについては、国の第2次補正予算による豊科南小、三郷小、堀金中などの学校施設改修の増額により、旧合併特例事業債（教育債）における限度額の変更など7件の補正です。

廃止については、地方債計画事業区分の変更による「公共施設等適正管理推進事業債（土木債）」について廃止するものです。

以上により、市債の補正額は5億8,060万円の増額となり、補正後の発行予定額は27億9,270万円となります。

なお、地方債現在高の見込み等については、予算説明書101ページをご覧ください。

説明は、以上です。

議案第 10 号

令和 4 年度安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 196,093 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 95 億 1,469 万 1 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

議案書の 2 ページ

第 1 表 歳入歳出予算補正の、歳入からご説明します。

（事項別明細書は、10 ページからとなります。）

1 款 国民健康保険税 1 項の国民健康保険税は、6,000 万円の減で、一般被保険者の国民健康保険税の減額です。

4 款 県支出金 1 項の県補助金は、2 億 2,800 万円の減で、歳出の 2 款 保険給付費の減額補正に伴うものです。

5 款 財産収入 1 項の財産運用収入は、4 千円の増で基金積立金利子収入の増額です。

6 款 繰入金 1 項の他会計繰入金は、1,934 万 5 千円の増額です。

主なものとして、保険基盤安定事業繰入金の増額、事務費繰入金の減額などです。

2 項の基金繰入金は 2,000 万円の増額です。

(12 ページ)

8 款 諸収入 5 項の特定健診等個人負担金が、64 万 5 千円の減、6 項の雑入で、5,320 万 3 千円の増です。

続きまして 議案書の 3 ページ、歳出です。

（事項別明細書は、14 ページからとなります。）

1 款 総務費 補正額は、428 万 4 千円の減額です。

事業実施による不用額等の減額です。

(16 ページ)

2 款 保険給付費 1 項 療養諸費は、12,000 万円の減、2 項 高額療養費は 10,800 万円の減です。

(18 ページ)

4 項 出産育児諸費は、210 万 1 千円の減、5 項 葬祭費は 150 万円の減、いずれも給付費の減額によるものです。

3 款 国民健康保険事業費納付金 1 項の医療給付費分から、3 項 介護納付金分までは財源変更です。

(20 ページ)

4 款 保健事業費 1 項 保健事業費は、4 万 5 千円の減額で、事業実施による不用額です。

(22 ページ)

2 項 特定健康診査等事業費は財源変更です。

5 款 積立金 補正額は、4 千円の増額で、基金運用利子の増額に伴うものです。

7 款 諸支出金 補正額は、5,747 万 8 千円の増額で、主なものは、前年度に保険給付費の支払いのため交付を受けた交付金が、精算によって超過交付となった分を、返還するための増額です。

8 款 予備費 補正額は、1,764 万 5 千円の減額で、予算調整によるものです。

説明は、以上です。

議案第 11 号

令和 4 年度安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,484 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 13 億 7,084 万 2 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

議案書の 2 ページ

第 1 表 歳入歳出予算補正の、歳入からご説明します。

（事項別明細書は、10 ページからとなります。）

1 款 1 項の 後期高齢者医療保険料は、4,496 万 7 千円の増額で、保険料収入の実績増を見込むものです。

3 款 1 項の 一般会計繰入金は、3,012 万 2 千円の減額で、後期高齢者医療広域連合へ納付する、事務費と保険基盤安定事業の納付金額確定によるものです。

続きまして 議案書の 3 ページ、歳出です。

（事項別明細書は、12 ページからとなります。）

2 款 1 項の 後期高齢者医療広域連合納付金 補正額は、1,484 万 5 千円の増額です。広域連合へ納付する、保険料納付金見込みの増額が 4,496 万 7 千円、事務費納付金、保険基盤安定納付金の金額確定に伴う減額が 3,012 万 2 千円です。

説明は、以上です。

議案第 12 号

令和 4 年度安曇野市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 176 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 104 億 1,639 万 3 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

議案書の 2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正の 歳入からご説明します。

（事項別明細書は 10 ページからとなります。）

3 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金は 1,404 万 4 千円の増額で、保険者機能強化推進交付金、保険者努力支援交付金の交付決定に伴う増額です。

4 款 支払基金交付金 1 項 支払基金交付金は 1 億 5,740 万 6 千円の減額で、介護給付費交付金の減額です。

5 款 県支出金 1 項 県負担金は 8,526 万 2 千円の減額で、介護給付費負担金の減額です。

7 款 財産収入 1 項の 財産運用収入は、11 万 2 千円の増額で、基金の利子を増額するものです。

8 款 繰入金 2 項の 基金繰入金は、2 億 2,868 万 8 千円の増額で、支払基金交付金、県負担金の減額により、介護保険支払準備基金繰入金の額を増額するものです。

続きまして 3 ページの歳出となります。

（事項別明細書は 12 ページからとなります。）

2 款 保険給付費 は 6 万 4 千円の増額です。

1 項 介護サービス等諸費は介護給付費負担金等の負担金および交付金の歳入額の変更による財源振り替えです。

2 項 その他諸費は 6 万 4 千円の増額で、介護サービス受給者の増加等により審査支払手数料を増額補正するものです。

3 款 地域支援事業 3 項 介護予防・日常生活支援総合事業は国庫補助金の交付決定等による財源振替です。

(事項別明細書は14ページとなります。)

6款 基金積立金 1項 基金積立金は、11万2千円の増額で、介護保険支払準備基金の利子を補正するものです。

説明は、以上です。

議案第 13 号

令和 4 年度安曇野市上川手山林財産区特別会計補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 104 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 281 万 1,000 円とする。

以下記載のとおりです。

議案書 2、3 ページ

第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入です。

（事項別明細書は、10 ページからとなります。）

1 款 財産収入 1 項 財産運用収入の補正は、基金利子 1,000 円の減額です。

2 款 繰越金 1 項 繰越金は、前年度決算によるもので、104 万 2,000 円を増額します。

続きまして、歳出です。

（事項別明細書は、12 ページからとなります。）

1 款 総務費 1 項 総務管理費の補正は、基金積立金及び基金利子積立金として 104 万 1,000 円を増額するものです。

説明は、以上です。

議案第 14 号

令和 4 年度安曇野市北の沢山林財産区特別会計補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 31 万 3,000 円 を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 131 万 3,000 円とする。

以下記載のとおりです。

議案書 2、3 ページ

第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入です。

（事項別明細書は、10 ページからとなります。）

1 款 財産収入 1 項 財産運用収入の補正は、基金利子 1,000 円の減額です。

2 款 繰越金 1 項 繰越金は、前年度決算によるもので 31 万 4,000 円を増額します。

続きまして、歳出です。

（事項別明細書は、12 ページからとなります。）

1 款 総務費 1 項 総務管理費の補正は、基金積立金及び基金利子積立金として 31 万 3,000 円を増額するものです。

説明は、以上です。

議案第 15 号

令和 4 年度安曇野市有明山林財産区特別会計補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 769 万円 を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 872 万円とする。

以下記載のとおりです。

議案書 2、3 ページ

第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入です。

（事項別明細書は、10 ページからとなります。）

1 款 分担金及び負担金 は、分担金の減少を見込み 4,000 円を減額いたします。

2 款 財産収入 1 項 財産運用収入補正は、基金利子 3,000 円の減額です。

2 項 財産売払収入は、県事業に伴う土地売払収入として 774 万 3,000 円を増額します。

3 款 繰越金 1 項 繰越金は、前年度決算により 55 万 4,000 円を増額します。

4 款 繰入金 1 項 基金繰入金は、収入の増額に伴い、全額の 60 万円を減額します。

続きまして、歳出です。

（事項別明細書は、12 ページからとなります。）

1 款 総務費 1 項 総務管理費の補正は、基金積立金及び基金利子積立金として 769 万円を増額するものです。

説明は、以上です。

議案第 16 号

令和 4 年度安曇野市富士尾沢山林財産区特別会計補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 24万3,000円 を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 112万3,000円とする。

以下記載のとおりです。

議案書 2、3 ページ

第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入です。

（事項別明細書は、10ページからとなります。）

3 款 繰越金 1 項 繰越金は、前年度決算により 54万3,000円を増額します。

4 款 繰入金 1 項 基金繰入金は、繰越金の増額に伴い 30万円を減額します。

続きまして、歳出です。

（事項別明細書は、12ページからとなります。）

1 款 総務費 1 項 総務管理費の補正は、基金積立金の増額で 24万3,000円を増額するものです。

説明は、以上です。

議案第 17 号

令和 4 年度安曇野市穂高山林財産区特別会計補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 6 万 7,000 円 を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 106 万 3,000 円とする。

以下記載のとおりです。

議案書 2、3 ページ

第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入です。

（事項別明細書は、10 ページからとなります。）

3 款 繰越金 1 項 繰越金は、前年度決算により 33 万 3,000 円を増額します。

4 款 繰入金 1 項 基金繰入金は、繰越金の増額に伴い 40 万円を減額します。

続きまして、歳出です。

（事項別明細書は、12 ページからとなります。）

1 款 総務費 1 項 総務管理費の補正は、基金積立金 6 万 7,000 円を減額いたします。

説明は、以上です。

議案第 18 号

令和 4 年度安曇野市有明荘特別会計補正予算（第 2 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお願いします。歳入です。

2 款諸収入 1 項雑入は 362 万円の減額です。新型コロナウイルス感染拡大に伴う利用者減少により有明荘の経営不振が続いているため、本年度の納付金を全額減免し、施設運営の存続を支援するものです。

また、この減額分について、1 款繰入金 1 項他会計繰入金で同額を一般会計から繰入れ、財源振替を行うものです。

説明は、以上です。

議案第 19 号

令和 4 年度安曇野市水道事業会計補正予算（第 3 号）

第 1 条 令和 4 年度安曇野市水道事業会計の補正予算 第 3 号は、次に定めるところによる。

（次の第 2 条については、款の補正額のみ申し上げ、各項の内容は別資料により後段で説明申し上げます。）

第 2 条 令和 4 年度安曇野市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（収 入）

第 1 款 水道事業収益 補正予定額 185 万 7 千円の増額

（支 出）

第 1 款 水道事業費用 補正予定額 183 万 4 千円の減額

第 3 条 予算第 6 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（1）職員給与費 既決予定額 1 億 3,743 万 9 千円 補正予定額 318 万 4 千円の減額

それでは、別冊の補正予算説明書により御説明いたします。2 ページをお開き下さい。このページは地方公営企業法に規定される 予算の実施計画になります。この内容について 8 ページからの予算説明書で御説明しますので、8、9 ページをお願いします。

収益的収入及び支出の、収入。

1 款 水道事業収益 2 項 営業外収益 3 目 長期前受金戻入は既決予定額 2 億 6,558 万 2 千円を 185 万 7 千円増額するもので、増額の理由は、地方公営企業会計処理により、令和 3 年度における対象額が、決算認定により確定したことによるものです。

次に支出をお願いします。

1 款 水道事業費用 1 項 営業費用 2 目 配水及び給水費の既決予定額 2 億 7,563 万 7 千円を 115 万 7 千円増額する理由、並びに 4 目 総係費の既決予定額 1 億 8,359 万 9 千円を 409 万 1 千円減額する理由は、令和 4 年度における上水道課職員の異動に伴う人件費の過不足の調整です。

5 目 減価償却費は 既決予定額 10 億 5,362 万円を 190 万円減額するもので、減額理由は、減価償却を行うべき固定資産の減価償却費が、令和 3 年度決算認定により確定したことから予算額との差額を計上するものです。

6 目 資産減耗費は、既決予定額 2,386 万円を 300 万円増額するもので、増額の理由は本年度除却予定の資産の増加によるものです。

説明は、以上です。

議案第 20 号

令和 4 年度安曇野市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

第 1 条 令和 4 年度安曇野市下水道事業会計の補正予算 第 3 号は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 4 年度安曇野市下水道事業会計予算第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（ 4 ） 主な建設改良事業

犀川安曇野流域下水道事業建設負担金 既決予定量 1 億 3,416 万 9 千円

補正予定量 8,775 万 2 千円の減額

（次の第 3 条及び第 4 条については、款の補正予定額だけを申し上げ、各項の内容は別資料により後段で説明します。）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（収 入）

第 1 款 下水道事業収益 補正予定額 6,101 万 2 千円 の増額

（支 出）

第 1 款 下水道事業費用 補正予定額 3,412 万 2 千円 の増額

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 17 億 2,043 万 9 千円は、過年度分損益勘定留保資金 4 億 1,793 万 7 千円、当年度分損益勘定留保資金 6 億 7,100 万 2 千円、減債積立金 6 億 3,150 万円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（収 入）

第 1 款 資本的収入 補正予定額 3,500 万円の減額

（支 出）

第 1 款 資本的支出 補正予定額 4,604 万 9 千円の減額

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり定める。

事項 下水道処理施設等維持管理業務、 期間 令和 5 年度から令和 7 年度まで、
限度額 5 億 913 万 6 千円

第 6 条 予算第 5 条に定めた起債の限度予定額を次のとおり補正する。

下水道事業債 既決限度額 1 億 7,060 万円 補正限度額 6,970 万円の減額

第 7 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（ 1 ） 職員給与費 既決予定額 7,377 万 7 千円 補正予定額 461 万 5 千円の減額

次に、別冊の補正予算説明書により主なものについて御説明いたします。

3ページをお開き下さい。当該ページと次の4ページは地方公営企業法に規定される予算の実施計画になります。この内容について10ページからの予算説明書で御説明しますので、10、11ページをお願いします。

収益的収入及び支出の、収入

1款 下水道事業収益 2項 営業外収益 3目 雑収益は、既決予定額 44万4千円を5,929万円増額するもので、増額の理由は、前年度分 流域下水道維持管理負担金返還金が、精算に伴い額が確定したことによるものです。 続いて支出です。

1款 下水道事業費用 1項 営業費用

1目 管きよ費は、既決予定額 10億4,888万1千円を 1,512万1千円増額するもので、増額の理由は、下水道処理施設等維持管理業務の委託費精算に伴うものです。

7目 減価償却費は、既決予定額18億6,020万6千円を486万2千円増額するもので、増額の理由は、有形固定資産減価償却費の令和3年度決算認定に基づく予算額との差額計上です。 続いて

2項 営業外費用 2目 消費税及び地方消費税は 既決予定額 5,838万9千円を1,350万7千円増額するもので、増額の理由は、消費税の納税見込額に対する不足額を計上するものです。続いて

資本的収入及び支出の収入について御説明いたします。

実施計画は4頁、予算説明書は12ページからになりますので、12・13ページをお願いします。

1款 資本的収入 1項 企業債 1目 企業債は既決予定額6億6,160万円を 6,970万円減額するもので、減額の理由は、長野県施行の流域下水道建設改良費精算見込みに伴う地元負担金の減少等により起債対象事業費が減少したことによるものです。

2項 負担金 1目 受益者負担金は既決予定額4,678万6千円を 1,720万円増額するもので、増額の理由は当初に見込んだ新規加入件数が宅地分譲開発等により増加したことによるものです。

3項 補助金 1目 国庫補助金は、既決予定額 4,820万円を 1,750万円増額するもので、増額の理由は充当先の支出、管きよ費の工事請負費が増額となったことによるものです。内容は支出で御説明いたします。 次に

支出の説明になります。

1款 資本的支出 1項 建設改良費 1目 管きよ工事費は、既決予定額1億1,738万4千円を3,905万9千円増額するもので、増額の理由は、国の第2次補正予算により、令和

5年度に予定していたマンホールポンプ改築更新工事を前倒しで執行するための工事請負費などを増額するもので、収入の国庫補助金の増額は、このことによります。

2目 流域下水道事業費は、既決予定額1億3,416万9千円を8,775万2千円減額するもので、減額の理由は、長野県施行の犀川安曇野流域下水道建設改良工事費が確定したことによる地元負担金の精算見込みによるものです。

最後に14ページをお願いします。債務負担行為に関する調書です。限度額5億913万6千円は、下水道処理施設等維持管理業務の契約期間終了に伴い、令和5年度当初から令和7年度まで新たに委託するためのものです。

説明は、以上です。

議案第 21 号

令和 5 年度安曇野市一般会計予算

(予算編成の基本方針)

令和 5 年度は、市政運営にあたって最も基本となる「第 2 次総合計画基本構想 後期基本計画」の初年度となります。

後期基本計画の方針では、コロナウイルス感染症・自然災害への脅威や気候変動、新技術・デジタル化をはじめとした環境変化への対応などを挙げています。

令和 5 年度予算編成は、後期基本計画との整合性を十分考慮した上で、次期 5 か年における施策が効果的にスタートできるよう取りまとめる必要があります。

また、旧合併特例事業債の活用期間が令和 7 年度までとなっていることから、事業の選択と集中の年度ともなります。

一方、歳入面においては、コロナウイルス感染症やウクライナ情勢、物価高騰、円安等の影響による日本経済の減速が懸念されており、激変する社会情勢を考慮すると、突如として厳しい財政運営に陥る可能性があることも想定しておかねばなりません。

このため、市税収入や国・県の地方財政措置の的確な見極めが必要となるだけでなく、これまで以上に、限られた財源の効率的・効果的な分配、歳入歳出両面における財源確保の徹底した取組が求められます。

これらを踏まえた上で、市民一人ひとりがここに住むことに幸せを感じ、また、市外在住の方には憧れを抱いていただけるよう、市の継続的な財政基盤を確保しつつ、安曇野市の魅力を最大限発揮し得るよう、貴重な財源の有効活用を図っていく方針です。

それでは予算計上の内容について、議案書により説明します。また、予算説明書を併せてご覧ください。

1 ページです。

令和 5 年度安曇野市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 45,650,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債

の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。
(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

2ページの歳入です。

(事項別明細書は予算説明書の14ページからとなります。)

1款 市税は、116億6,133万5千円です。

前年度比4億3,567万4千円、3.9%の増です。

主なものに限り説明します。

1項市民税で、51億4,980万円の計上です。

「市民税個人分」は、勤労統計調査等から最低賃金の引上げや就業者が増加するものと見込み、前年度比1億2,850万円増の43億5,930万円、

「法人市民税分」は、市内主要企業の決算状況が堅調なこと等を踏まえ、前年度比4,000万円増の7億9,050万円と見込みました。

2項 固定資産税は、55億328万5千円の計上です。

宅地面積と新增築の増加や、日銀短観の設備投資額の増加を踏まえ、前年度比1億6,620万円増の54億7,220万円と見込みました。

(事項別明細書は予算説明書16ページからとなります。)

2款 地方譲与税は、4億9,021万8千円です。

前年度比△2,850万6千円、5.5%の減です。

2項 自動車重量譲与税で3億4,600万円の計上です。

交付実績及び国の資料等により、前年度比3,000万円の減額を見込みました。

3款 利子割交付金は、400万円です。

前年度比△400万円、50%の減です。

交付実績及び国の資料等により増額を見込みました。

4款 配当割交付金は、1億900万円です。

前年度比6,200万円、131.9%の増です。

交付実績及び国の資料等により、増額を見込みました。

5款 株式等譲渡所得割交付金は、5,100万円です。

前年度比△2,500万円、32.9%の減です。

交付実績及び国の資料等により、減額を見込みました。

(事項別明細書は予算説明書の18ページからとなります。)

6款 法人事業税交付金は、2億2,700万円です。

前年度比7,300万円、47.4%の増です。

交付実績により、増額を見込みました。

7款 地方消費税交付金は、24億円です。

前年度比1億9,900万円、9.0%の増です。

交付実績及び国の資料等により、増額を見込みました。

8款 ゴルフ場利用税交付金は、4,000万円です。

前年度比300万円、8.1%増です。

交付実績及び国の資料等により、増額を見込みました。

9款 環境性能割交付金は、2,500万円です。

前年度比△2,000万円、44.4%の減です。

交付見込み額等により、減額を見込みました。

10款 地方特例交付金は、1億1,500万円です。

前年度比100万円、0.9%の増です。

交付見込み額等により、増額を見込みました。

11款 地方交付税は、117億7,000万円です。

前年度比4億2,000万円、3.7%の増です。

「普通交付税」は、国が取りまとめた「令和5年度地方財政対策」により国の交付税財源が増えたことなどで111億3,000万円を見込みました。

また、「特別交付税」は、安曇野日赤への補助金分を考慮し前年度比4,000万円を増額し、6億4,000万円を見込みました。

(事項別明細書は予算書の20ページからとなります。)

12款 交通安全対策特別交付金は、1,350万円です。

前年度比62万円、4.8%の増です。

交付実績などにより、増額を見込みました。

13款 分担金及び負担金は、3億1,437万5千円です。

前年度比 1,759 万 6 千円、5.9%の増です。

2 項 負担金で 3 億 95 万 9 千円の計上です。

「児童クラブ負担金」(3,168 万 1 千円) や、「保育児童保育料」(1 億 7,369 万円) などが、主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 22 ページとなります。)

14 款 使用料及び手数料は、3 億 178 万 9 千円です。

前年度比△725 万 1 千円、2.3%の減です。

1 項 使用料で、1 億 3,973 万 2 千円の計上です。

「道路占用料」(2,830 万円)、「公営住宅使用料」(5,081 万 2 千円) などが主なものです。

2 項 手数料は、1 億 6,205 万 7 千円の計上です。

「戸籍住民基本台帳手数料」(4,173 万 2 千円)、「可燃ごみ処理手数料」(1 億 440 万円) などが、主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 26 ページとなります。)

15 款 国庫支出金は、40 億 4,062 万 3 千円です。

前年度比△2 億 9,640 万 7 千円、6.8%の減です。

1 項 国庫負担金で 31 億 8,263 万 8 千円の計上です。

「自立支援給付費負担金」(8 億 5,960 万円) や、「児童手当国庫負担金」(9 億 5,525 万 7 千円) などが、主なものです。

2 項 国庫補助金は、8 億 3,211 万 1 千円の計上です。

「道路改良費補助金」(1 億 1,568 万 5 千円)、「出産・子育て応援交付金事業国庫補助金」(4,645 万 4 千円) などが、主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 32 ページからとなります。)

16 款 県支出金は、25 億 9,381 万 2 千円です。

前年度比 9,467 万 3 千円、3.8%の増です。

1 項 県負担金で 14 億 3,612 万 5 千円の計上です。

「自立支援給付費負担金」(4 億 2,980 万円) や、「児童手当県費負担金」(2 億 1,094 万 9 千円)、「保険基盤安定負担金」(2 億 7,272 万 6 千円) などが、主なものです。

2 項 県補助金は、9 億 3,563 万 4 千円の計上です。

「福祉医療給付事業補助金」(2 億 2,275 万 4 千円) や「多面的機能支払推進交付金」(2 億 2,312 万 3 千円) などが、主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 38 ページからとなります。)

17 款 財産収入は、4,698 万円です。

前年度比 670 万 2 千円、16.6%の増です。

1 項 財産運用収入で 4,361 万 8 千円の計上です。

市有土地・建物などの貸付収入、各種基金の積立利子などが、主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 42 ページからとなります。)

18 款 寄附金は、3 億 2 千円で、前年度と同額の計上です。

「ふるさと寄附金」(3 億円)が主なものです。

19 款 繰入金は、17 億 6,730 万 8 千円です。

前年度比△2 億 1,319 万 9 千円、10.8%の減です。

2 項 基金繰入金で 17 億 6,473 万 7 千円の計上です。

財源調整のための「財政調整基金繰入金」(4 億 9,531 万 4 千円)、

「減債基金繰入金」(2 億円)、「公共施設整備基金繰入金」(2 億円)、

「ふるさと寄附基金繰入金」(6 億円)、「地域振興基金繰入金」(1 億 3,310 万円)などが主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 44 ページからとなります。)

20 款 繰越金は、5,000 万円で前年度と同額の計上です。

21 款 諸収入は、31 億 4,345 万 8 千円です。

前年度比△1 億 650 万 2 千円、3.3%の減です。

3 項 貸付金元利収入で 22 億 6,182 万 2 千円の計上です。

貸付元金として、「市制度資金元金」(22 億円)、「勤労者資金元金」(5,000 万円)などが主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 58 ページとなります。)

22 款 市債は、61 億 8,560 万円です。

前年度比 23 億 6,760 万円、62%の増です。

「臨時財政対策債」は、国の資料等により昨年度より 5 億 3,000 万円減額の 3 億 7,000 万円の発行額を見込みました。

また、「借換債」は、平成 25 年度に発行した臨時財政対策債分として 7 億 5,000 万円、同じく平成 25 年度に発行した旧合併特例事業債分として、5 億 2,840 万円の発行額を見込みました。

「旧合併特例事業債」では 29 億 3,820 万円の計上です。

三郷西部認定こども園や三郷東部認定こども園など「保育所建設事業」(9 億 8,760 万円)、道路改良など道路整備事業として「市道新設改良事業」(3 億 6,050 万円)、

堀金の「給食センター設備更新事業」(1 億 3,200 万円)、

三郷体育館耐震補強工事など「体育施設耐震補強事業」(3 億 6,340 万円)などを見込みました。

過疎地域に指定された明科地域で行う事業の一部に活用できる「過疎対策事業債」は、2億4,440千万円の計上です。

明科地域の「児童クラブ整備事業」(3,770万円)、「松糸アクセス道路事業」(3,440万円)、「長峰山施設改修事業」(1,910万円)などを見込みました。

その他の市債については、

「施設整備事業債」で、「保育所建設事業」(8億2,460万円)、

「緊急自然災害防止対策事業債」は、穂高地域の万水川における内水対策として「内水対策事業」(1億2,640万円)、穂高団地改修として「公営住宅建設事業債」(3,680万円)などを見込みました。

以上が歳入の概要です。

4ページの歳出です。

事項別明細書は予算説明書の62ページからとなります。

主なものに限り説明します。

1款 議会費 は、2億3,815万3千円です。

前年度比△609万1千円、2.5%の減です。

議員共済納付金や会議録調整業務など議会運営経費の計上です。

(事項別明細書は予算説明書の66ページからとなります。)

2款 総務費は、44億8,370万3千円です。

前年度比△4,164万1千円、0.9%の減です。

主な項目は、

1項 総務管理費で36億3,464万5千円です。

(事項別明細書は予算説明書の68ページからとなります。)

ふるさと寄附事務による「寄附採納事務」(4億3,436万3千円)や、

(事項別明細書は予算説明書の104ページからとなります。)

電算システムの保守・更新などによる「電算管理費」(3億3,647万6千円)などが、主な事業です。

(事項別明細書は予算説明書の132ページからとなります。)

3款 民生費は、158億9,609万5千円です。

前年度比14億6,851万7千円、10.2%の増です。

主な項目は、

1 項 社会福祉費で 77 億 8,886 万円です。

障害福祉サービス費などによる「障がい者支援事業」(21 億 9,252 万 9 千円)や、
(事項別明細書は予算説明書の 152 ページからとなります。)

介護保険特別会計繰出金などによる「介護保険対策費」(15 億 5,069 万 8 千円)、
(事項別明細書は予算説明書の 154 ページからとなります。)

後期高齢者医療広域連合への一部事務組合負担金などによる「後期高齢者医療事業」
(14 億 8,261 万 8 千円)などが、主な事業です。

2 項 児童福祉費は 72 億 7,177 万円です。

(事項別明細書は予算説明書の 156 ページからとなります。)

児童手当・児童扶養手当などによる「児童福祉総務費」(19 億 1,859 万 3 千円)や、
(事項別明細書は予算説明書の 162 ページからとなります。)

三郷西部認定こども園や三郷東部認定こども園の施設改修などによる「公立認定こども園整備費」(19 億 57 万 2 千円)、

(事項別明細書は予算説明書の 166 ページからとなります。)

認定こども園を運営していく費用などによる「認定こども園管理費」(16 億 7,306 万 8 千円)などが、主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 176 ページからとなります。)

4 款 衛生費は、27 億 6,626 万 2 千円です。

前年度比 2 億 4,569 万 8 千円、9.7%の増です。

主な項目は、

1 項 保健衛生費で 18 億 2,355 万 7 千円です。

(事項別明細書は予算説明書の 180 ページとなります。)

豊科保健センターの施設改修による「保健センター改修事業」(2 億 7,441 万 1 千円)や、

(事項別明細書は予算説明書の 182 ページからとなります。)

子宮頸がん検診や肺がん検診等の実施による「成人検診事業」(8,543 万 3 千円)、
(事項別明細書は予算説明書の 184 ページからとなります。)

がん患者に対する支援として「がん患者アピアランス支援事業」(192 万円)など、
主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 188 ページからとなります。)

出産・子育てが安心してできるための支援として「母子・子育て支援事業」(1 億 7,014 万円)などが、主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 210 ページからとなります。)

5 款 労働費 は、6,054 万 9 千円です。

前年度比 26 万 6 千円、0.4%の増です。

勤労者支援などによる「勤労者福祉事業」(5,705 万円)や、安曇野市ふるさとハローワークの運営経費など「労働雇用対策事業」(349 万 9 千円)です。

(事項別明細書は予算説明書の 212 ページからとなります。)

6 款 農林水産業費は、17 億 8,896 万 2 千円です。

前年度比 3 億 626 万 5 千円、20.7%の増です。

主な項目は、

1 項 農業費で 7 億 9,942 万 8 千円です。

(事項別明細書は予算説明書の 216 ページからとなります。)

市内鳥獣被害に対応するものとして「有害鳥獣駆除対策」(3,522 万 9 千円)、

(事項別明細書は予算説明書の 220 ページからとなります。)

首都圏や海外に向けた安曇野産農産物 PR と販路拡大を進める「消費拡大対策事業」
(2,626 万 5 千円)、

(事項別明細書は予算説明書の 228 ページからとなります。)

次世代における農業経営者育成を進める「後継者育成事業」(6,100 万 5 千円)
などが、主な事業となります。

(事項別明細書は予算説明書の 232 ページからとなります。)

2 項 林業費で 4 億 884 万 8 千円です。

(事項別明細書は予算説明書の 234 ページからとなります。)

松枯損木伐倒処理などによる「松くい虫被害対策事業」(1 億 4,031 万 5 千円)、

(事項別明細書は予算説明書の 236 ページからとなります。)

天平の森キャンプ場整備や長峰山ランチャー台改修などを行う「長峰山森林体験交流センター事業」(4,318 万 6 千円)などが、主な事業となります。

(事項別明細書は予算説明書の 246 ページからとなります。)

7 款 商工費は、32 億 7,952 万 3 千円です。

前年度比△ 1 億 8,455 万 5 千円、5.3%の減です。

主な項目は、

(事項別明細書は予算説明書の 248 ページとなります。)

企業等支援助成などによる「工業振興事業」(2 億 2,290 万 7 千円)や、

(事項別明細書は予算説明書の 250 ページとなります。)

制度資金預託金及び利子補給などによる「市制度資金貸付事業」(22 億 4,700 万 4 千円)、

(事項別明細書は予算説明書の 254 ページとなります。)

市の観光案内や情報発信、リゾートテレワーク推進事業などによる「受入体制整備事業」(9,603 万 4 千円)、

(事項別明細書は予算説明書の 258 ページとなります。)

かじかの里公園改修事業などによる「施設管理整備事業」(2 億 1,010 万 6 千円)、
などが主な事業となります。

(事項別明細書は予算説明書の 264 ページとなります。)

8 款 土木費は、51 億 1,927 万 7 千円です。

前年度比 1,073 万 6 千円、0.2%の増です。

主な項目は、

2 項 道路橋梁費で 17 億 2,383 万 5 千円です。

(事項別明細書は予算説明書の 270 ページとなります。)

道路事業である「市道新設改良事業」(5 億 3,392 万 9 千円)や、

(事項別明細書は予算説明書の 272 ページとなります。)

「社会資本整備総合交付金事業」(2 億 4,281 万 7 千円)などが主なものです。

4 項 都市計画費は 26 億 7,036 万 1 千円です。

(事項別明細書は予算説明書の 282 ページとなります。)

安曇野市総合体育館(ANCアリーナ)を含む豊科南部総合公園の指定管理委託料などによる「豊科南部総合公園管理運営事業」(1 億 3,041 万 1 千円)、

(事項別明細書は予算説明書の 284 ページとなります。)

市内公園の管理にかかる費用として「都市公園等維持管理事業」(2 億 2,559 万 6 千円)、

(事項別明細書は予算説明書の 286 ページとなります。)

下水道企業会計への繰出金による「下水道事業」(19 億 8,395 万 8 千円)などが、主な事業です。

(事項別明細書は予算説明書の 290 ページとなります。)

9 款 消防費は、15 億 2,456 万円です。

前年度比 3,228 万 8 千円、2.2%の増です。

主な項目は、

松本広域連合への消防費負担金などによる「常備消防負担金」(9 億 9,293 万 8 千円)や、市消防団の活動経費などによる「非常備消防費」(2 億 64 万 4 千円)、

(事項別明細書は予算説明書の 294 ページとなります。)

防災行政無線設備更新などによる「防災無線維持管理費」(8,503 万 4 千円)などが、主な事業です。

(事項別明細書は予算説明書の 298 ページとなります。)

10 款 教育費は、45 億 2,076 万 4 千円です。

前年度比 9 億 2,137 万 9 千円、25.6%の増です。

主な項目は、

1 項 教育総務費で 16 億 9,902 万円です。

学校系ネットワーク機器の保守や入学準備金貸付業務費など、教育活動の必要経費として「事務局費」(2 億 4,554 万 6 千円)や、

(事項別明細書は予算説明書の 302 ページとなります。)

スクールカウンセラーや学校配置支援員の配置などによる「学校支援員配置事業」

(1億7,474万9千円)、
(事項別明細書は予算説明書の308ページとなります。)
物価高騰に対応した学校給食食材費の計上などによる「給食センター総務費」(6億7,888万4千円)などが、主な事業です。

(事項別明細書は予算説明書の332ページとなります。)
5項 社会教育費で10億7,274万円です。
(事項別明細書は予算説明書の334ページとなります。)
豊科近代美術館等文化施設の管理経費などによる「文化振興費」(1億6,717万5千円)や、
(事項別明細書は予算説明書の354ページとなります。)
黒沢洞合自然公園整備にかかる費用による「青少年健全育成費」(7,709万2千円)などが、主な事業です。

(事項別明細書は予算説明書の374ページとなります。)
6項 保健体育費で7億7,440万3千円です。
(事項別明細書は予算説明書の376ページとなります。)
三郷体育館、豊科勤労者スポーツ施設の耐震化工事などによる「社会体育施設管理費」(5億3,247万8千円)や、
(事項別明細書は予算説明書の378ページとなります。)
穂高プール用地造成工事による「市民プール管理費」(2億1,470万7千円)などが、主な事業です。

(事項別明細書は予算説明書の380ページとなります。)
11款 災害復旧費は、518万5千円です。
前年度比368万5千円、245.7%の増です。
主な項目は、
1項 農林水産施設災害復旧費で、林道^{はくまき}白牧線の災害復旧工事を行うこととして「林道災害復旧事業」(368万5千円)の計上です。

(事項別明細書は予算説明書の382ページとなります。)
12款 公債費は、59億1,696万7千円です。
前年度比2億2,345万3千円、3.9%の増です。
長期借入金の償還元金として58億1,860万円、償還利子として、9,836万7千円です。また、平成25年度における借入資金の借換12億7,840万円を充当財源として計上しています。

(事項別明細書は予算説明書の384ページとなります。)
13款 予備費は、5,000万円の計上で、昨年度と同額です。

以上が歳出の概要です。

次に、一般会計全体における職員給与関係等です。予算書386ページからとなります。

特別職については、合計3億3,449万9千円で、前年度比△900万7千円、2.6%の減です。

また、一般職については、合計64億226万円で、前年度比6,331万円、1.0%の増です。

議案書6ページをお願いします。

「第2表債務負担行為」です。「議会だより作成印刷」等、全18事業の設定をします。それぞれ複数年にわたる事業で、令和5年度内に契約を締結する予定であり、限度額として合計29億3,347万8千円の設定をお願いします。

次に、議案書7ページをお願いします。

「第3表地方債」です。臨時財政対策債のほか、市債の借入限度額を設定します。借り入れ限度額は、合計61億8,560万円です。

説明は、以上です。

【参考】債務負担行為 内容

| 事 項 | 内 容 |
|--------------------------------|--|
| 議会だより作成印刷 | 令和6年度に実施する業務を、令和5年度に着手するため |
| 安曇野市議会会議録調製等業務 | 令和6年度に実施する業務を、令和5年度に着手するため |
| 議会映像配信・会議録検索システム(ASP)運用業務(増加分) | 令和6年度に実施する業務を、令和5年度に着手するため |
| 市民意識調査支援業務 | 令和6年度に実施する業務を、令和5年度に着手するため |
| ペーパーレス会議システムタブレット導入事業 | 通信料を含めた契約が、複数年(令和8年度まで)となるため |
| 庁内事務パソコン等賃貸借 | 令和6～10年度までの契約を締結するため |
| 福岡市東区市民交流事業 | 令和6年度に実施する業務を、令和5年度に着手するため |
| 第3期子ども子育て支援事業計画策定業務 | 計画策定に要する期間が2年間にわたるため *令和6年度完成見込み |
| 南穂高児童館仮設エアコン工事 | 工事等事業が、複数年(令和6年度まで)にわたるため |
| 豊科児童館更新事業 | 工事等事業が、複数年(令和6年度まで)にわたるため |
| 三郷西部認定こども園保育業務委託 | 令和6～8年度の保育業務委託にあたり、令和5年度中に契約の手続きを行う必要があるため。 |
| 三郷東部認定こども園建設事業(施工監理、工事請負費) | 工事等事業が、複数年(令和6年度まで)にわたるため |
| 穂高健康支援センター公用車更新事業 | 複数年(令和6年度まで)の契約となるため(車両契約から納品まで2か年を要する見込) |
| 安曇野市消防団消防ポンプ自動車(CD-I型)更新事業 | 複数年(令和6年度まで)の契約となるため(車両契約から納品まで2か年を要する見込) |
| 堀金給食センター設備更新事業 | 工事等事業が、複数年(令和6年度まで)にわたるため |
| 三郷小学校長寿命化改良工事 | 工事等事業が、複数年(令和7年度まで)にわたるため |
| 文化財保存活用地域計画策定支援業務 | 計画策定に要する期間3年間にわたるため *令和7年度完成見込み |
| 安曇野市土地開発公社の借入金に対する金融機関への債務保証 | 国が実施している国道19号明科駅前歩道整備事業に伴う事業用地取得に係るもの及び市土地開発公社による用地の先行取得に対する金融機関への債務保証 |

【参考】地方債 内容

[単位：千円]

| 起債の目的 | 限度額 | 内容 |
|-----------------|-----------|--|
| 臨時財政対策債 | 370,000 | 交付されるべき普通交付税に一部代わるもの (令和4年度実績や国の資料により額を算出) |
| 借換債(臨時財政対策債) | 750,000 | H25借入の臨時財政対策債の借換 |
| 借換債(総務債) | 528,400 | H25借入の旧合併特例債(庁舎建設)の借換 |
| 過疎対策事業債(総務債) | 9,000 | ・アウトドア拠点施設整備基本構想策定(8,200) ・あやめ祭りへの補助(800) |
| 旧合併特例事業債(民生債) | 1,099,800 | ・認定こども園整備(三郷東部、三郷西部、穂高、西穂高、南穂高、上川手)(987,600) ・堀金小児童クラブ整備(81,400) ・堀金・穂高福祉センター改修(9,800) ・豊科児童館整備(21,000) |
| 施設整備事業債(民生債) | 824,600 | 認定こども園整備(三郷東部、三郷西部、西穂高、上川手) |
| 過疎対策事業債(民生債) | 37,700 | 明北小学校児童クラブ室整備事業 |
| 旧合併特例事業債(衛生債) | 259,600 | 豊科保健センター改修 |
| 公共事業等債(農林債) | 10,700 | 県営かんがい排水事業(中信平左岸地区、須砂渡地区) |
| 旧合併特例事業債(農林債) | 5,100 | 三郷堆肥センター解体 |
| 過疎対策事業債(農林債) | 31,500 | ・明科地域中山間地域等直接支払交付金事業(2,500) ・長峰山森林体験交流センターランチャー台改修(19,100) ・潮区会田川石綿管撤去(9,900) |
| 緊急防災・減災事業債(農林債) | 4,300 | 三郷農村環境改善センター耐震化 |
| 旧合併特例事業債(商工債) | 113,600 | かじかの里公園改修 |
| 過疎対策事業債(商工債) | 6,200 | ・安曇野花火への補助事業(3,800) ・明科地域廃線敷トンネル点検業務(2,400) |
| 旧合併特例事業債(土木債) | 593,300 | ・下水道統廃合(140,200) ・公園整備(豊科南部・三郷文化公園・町尻公園)(34,400) ・市道新設改良(360,500) ・市道修繕(58,200) |

| | | |
|--------------------|---------|--|
| 緊急浚渫推進事業債（土木債） | 15,000 | 鳴沢川（堀金三田）河床整理 |
| 緊急自然災害防止対策事業債（土木債） | 414,200 | <ul style="list-style-type: none"> ・黒沢川調整池造成に伴う市道改良（238,000） ・万水川下流内水対策工事（126,400） ・道路橋梁維持（40,000） ・除雪車両購入（9,800） |
| 過疎対策事業債（土木債） | 152,100 | <ul style="list-style-type: none"> ・明科地域松糸アクセス道路整備事業（34,400） ・明科地域公園整備事業（龍門淵・あやめ公園）（9,600） ・明科地域公園管理費（龍門淵・あやめ公園）（5,200） ・明科駅前整備事業（都市再生事業の続き）（27,500） ・明科潮雨水ポンプ施設修繕（39,500） ・明科地域道路維持、舗装工事（27,000） ・明科地域河川災害に備えた備品整備（可搬ポンプ・投光器）（8,900） |
| 公営住宅建設事業債（土木債） | 36,800 | 穂高団地改修 |
| 防災対策事業債（消防債） | 49,000 | 防災行政無線更新、消防車両更新 |
| 旧合併特例事業債（消防債） | 77,100 | 消防団詰所統廃合 |
| 旧合併特例事業債（教育債） | 789,700 | <ul style="list-style-type: none"> ・堀金給食センター設備更新（132,000） ・穂高鐘の鳴る丘集会所改修（5,600） ・三郷洞合公園整備（49,100） ・三郷公民館・三郷保健センター改修（5,200） ・三郷小学校設計（30,400） ・豊科近代美術館改修（17,400） ・豊科勤労者スポーツ施設、三郷体育館耐震補強（363,400） ・穂高プール除却（186,600） |
| 過疎対策事業債（教育債） | 7,900 | <ul style="list-style-type: none"> ・明科子どもと大人の交流学習施設空調設備・照明機器工事設計（3,500） ・薪能への補助事業（4,400） |

議案第 22 号

令和 5 年度安曇野市国民健康保険特別会計予算

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 96 億 4,606 万 2 千円と定める。

2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4 億円と定める。

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における 同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

議案書の 2 ページ

第 1 表 歳入歳出予算の、歳入からご説明いたします。

(事項別明細書は、10 ページからとなります。)

1 款 1 項の国民健康保険税は、17 億 6,101 万 3 千円です。

被保険者数の減少を考慮した結果、前年度当初予算より 1 億 1,866 万 2 千円の減額です。

なお、歳入全体に占める割合は、18.3%となっております。

2 款 使用料及び手数料 1 項の督促手数料は 90 万円です。

3 款 国庫支出金 1 項の国庫補助金は、千円が目出し計上です。

4 款 県支出金 70 億 2,917 万 2 千円です。

1 項の県補助金は、70 億 2,917 万 1 千円で、市が支払う療養諸費、高額療養費などに対して、その支払額と同額が県から交付される「普通交付金」と、特定健診費用への負担金、保険者努力支援分等として交付される「特別交付金」となっております。

(12 ページ)

2項の財政安定化基金交付金は、千円が目出し計上です。

5款 財産収入 1項の財産運用収入は、91万7千円で、基金利子の収入を見込むものです。

6款 繰入金は、8億1,581万7千円です。

1項 他会計繰入金は、一般会計繰入金6億1,581万7千円で、保険基盤安定事業、財政安定化支援事業に係る繰入金が主なものとなっております。

2項 基金繰入金は、2億円です。

(14 ページ)

7款 1項の繰越金は、400万円を見込んでおります。

8款 諸収入は、3,424万2千円です。

1項 延滞金及び過料は、1,000万2千円

3項 貸付金元利収入は、200万円で、高額療養費貸付金収入です。

4項 受託事業収入は、1,771万円、後期高齢者健診に対する、広域連合からの受託料収入です。

(16 ページ)

5項 特定健診等個人負担金は、182万5千円で、健診時の個人負担金を見込むものです。

6項 雑入は、270万5千円です。

主なものは、交通事故などの第三者行為による納付金や資格喪失後の受診に関する返納金を見込むものです。

続きまして、歳出についてご説明します。

議案書は3ページ（事項別明細書は18ページ）

1款 総務費は、3,782万1千円です。

1項 総務管理費は、2,890万円で、会計年度任用職員報酬や、被保険者証等の封入封緘業務委託料などです。

2項 賦課徴収費は、832万7千円で、電算システムの業務委託料が主なものです。

(20 ページ)

3項 運営協議会費は、53万1千円で、委員報酬などです。

(22 ページ)

4項 趣旨普及費は、6万3千円で、国保制度の啓発用パンフレットを予定しています。

2款 保険給付費は、69億7,946万5千円です。

1項 療養諸費から、24ページの3項 移送費までの合計 69億3,155万4千円は、県から示された試算額を基に計上しており、前年度より700万円の増を見込んでいます。

(26 ページ)

4項 出産育児諸費は、2,101万1千円、50人分を見込んでいます。

5項 葬祭諸費は、540万円、180人分を見込んでいます。

6項 精神諸費は、2,100万円の給付を見込んでいます。

(28 ページ)

7項 傷病手当諸費は、50万円で、新型コロナウイルス感染症に感染した国保被保険者に係る傷病手当金です。

3款 国民健康保険事業費納付金は、23億9,909万3千円です。

1項 医療給付費分として、15億4,851万8千円。

2項 後期高齢者支援金等分として、6億3,540万9千円。

3項 介護納付金分として、2億1,516万6千円。

いずれも県の試算結果により、市から納付するもので、合計で前年度より2,698万6千円の減額です。

(30 ページ)

4款 保健事業費は、2億1,405万7千円です。

1項 保健事業費は、1,645万6千円で、主なものは健康ポイント制度、医療費通知等の経費、高額療養費の貸付金です。

(32 ページ)

2項 特定健康診査等事業費は、1億9,760万1千円で、特定健診及び人間ドック等の委託料が主なものとなっています。

(34 ページ)

5款 1項の 積立金は、291万8千円で、繰越金及び基金運用利子を財源として、積み立てるものです。

(36 ページ)

6款 1項の公債費は、1千円のみ出し計上です。

7款 諸支出金は、614万9千円です。

主なものは、保険税の還付金等です。

(38 ページ)

8款 1項の予備費は、655万8千円です。

説明は、以上です。

議案第 23 号

令和 5 年度安曇野市後期高齢者医療特別会計予算

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 14 億 2,850 万 2 千円と定める。

2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

議案書の 2 ページ

第 1 表 歳入歳出予算の、歳入から説明します。

(事項別明細書は、10 ページからとなります。)

1 款 後期高齢者医療保険料は、10 億 9,856 万円です。

前年度と比較して、1 億 322 万 7 千円の増額です。被保険者数の増加により、後期高齢者医療広域連合の保険料調定見込み試算額増によるものです。

2 款 使用料及び手数料は、8 万円で、督促手数料です。

3 款 繰入金は、3 億 2,903 万 1 千円です。

主なものは、保険料の軽減分(保険基盤安定)等を、一般会計から繰り入れるものです。

4 款 繰越金は、10 万円です。

5 款 諸収入は、73 万 1 千円です。

主なものは、保険料還付金です。

続きまして 議案書の 3 ページ、歳出です。

(事項別明細書は、14 ページです。)

1 款 総務費は、678 万 7 千円です。

1 項 総務管理費は、4 万 6 千円、予算書の印刷等の事務費です。

2 項 徴収費は、674 万 1 千円で、収納事務に係る委託料が主なものです。

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金は、14 億 2,008 万 6 千円です。

後期高齢者医療の保険料など、制度運営に係る費用を広域連合において試算計上したものです。

(16 ページ)

3款 諸支出金は、72 万円です。

主なものは、保険料還付金です。

4款 予備費は、90 万 9 千円です。

説明は、以上です。

議案第 24 号

令和 5 年度安曇野市介護保険特別会計予算

令和 5 年度安曇野市の 介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 104 億 7,176 万 9 千円と定める。

2 項 歳入歳出予算の款項の区分 及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による 一時借入金の借入れの最高額は、5 億円と定める。

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により 歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 号 保険給付費の各項に計上した予算額に 過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

以下記載のとおりです。

議案書の 2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算の 歳入からご説明します。(事項別明細書は 10 ページからとなります。)

1 款 保険料 介護保険料は、21 億 587 万 9 千円です。

第 8 期介護保険事業計画に基づく介護保険料額で、前年度に比べ 550 万 1 千円の増額を見込んでいます。

2 款 使用料及び手数料 は、16 万 5 千円で、介護保険料の督促手数料です。

3 款 国庫支出金 は、24 億 5 万 3 千円、

主なものは、1 項の 国庫負担金は、17 億 9,126 万 5 千円。国の介護給付費負担金です。

(12 ページとなります。)

4 款 支払基金交付金 は、27 億 6,318 万 8 千円で、介護給付費交付金のほか、総合事業の財源として、支援交付金を見込むものです。

5 款 県支出金 は、14 億 7,961 万 7 千円、

主なものは、1 項の県負担金で、14 億 1,088 万 7 千円。県の介護給付費負担分です。

6 款 サービス収入 は、2,175 万 5 千円、「介護予防ケアプラン」の作成による収入です。

7 款 財産収入 は、137 万 1 千円、介護保険支払準備基金の利子収入を見込むものです。(14 ページとなります。)

8款 繰入金 は、16億9,973万3千円、

主なものは、1項の 一般会計繰入金で、14億8,132万2千円、介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業等の市負担分などを、繰り入れるものです。

9款 繰越金 は、前年度からの繰越金収入です。

10款 諸収入 は 第三者納付金や保険料の過年度分の返還金等の雑入等の収入で
ます。

続いて、3ページ、歳出についてご説明します。

(事項別明細書は18ページから20ページにかけてとなります。)

1款 総務費 は、1億235万7千円、

主なものは3項の 介護認定審査会費で、8,470万8千円、認定調査員の報酬、主治医意見書作成料等です。

(22ページとなります)

2款 保険給付費 は、98億5,277万8千円、

主なものは1項の 介護サービス等諸費で、94億1,424万6千円、居宅介護サービス費等の介護保険サービスの給付費用を見込むものです。歳出総額の約90%を占めています。

(24ページとなります。)

4項 特定入所者介護サービス等費は、2億1,758万8千円で、限度額以上の居住費等の費用負担について、給付するものです。

(34ページにかけてとなります。)

3款 地域支援事業 は、4億9,078万1千円、

主なものは、3項 介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業で3億5,720万2千円、事業対象者へのケアプラン作成に係る事業と、訪問型、及び通所型のサービスに伴う費用等となります。

4款 介護サービス事業費 は、2,175万5千円、「介護予防 ケアプラン」の作成委託件数を見込んだものです。

(36ページになります。)

5款 保健福祉事業費 は120万円

地域包括ケアを推進するために、地域で高齢者を支え合う事業を実施しようとする団体に対し、開設経費の一部を補助する事業を実施するものです。

6款 基金積立金 は、137万3千円です。

7款 公債費 は、10万円です。

(38ページにかけてとなります。)

8款 諸支出金 137万5千円です。

9款 予備費 は 5万円です。

説明は、以上です。

議案第 25 号

令和 5 年度安曇野市上川手山林財産区特別会計予算

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 177 万円と定める。

以下記載のとおりです。

議案書 2、3 ページ

第 1 表 歳入歳出予算、歳入です。

(事項別明細書は、10 ページからとなります。)

1 款 財産収入 は 132 万 1,000 円で、土地の貸付収入、基金利子等です。

2 款 繰越金 は 44 万 8,000 円で、前年度からの繰越金です。

3 款 諸収入 雑入は、木材の販売代金として 1,000 円を計上します。

続きまして、歳出です。

(事項別明細書は、12 ページからとなります。)

1 款 総務費 1 項 総務管理費は 147 万円で、管理会委員への報酬等です。

2 款 事業費 1 項 林業費は 20 万円で、造林事業に対する負担金です。

3 款 予備費 としまして 10 万円を計上しました。

説明は、以上です。

議案第 26 号

令和 5 年度安曇野市北の沢山林財産区特別会計予算

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 90 万円と定める。

以下記載のとおりです。

議案書 2、3 ページ

第 1 表 歳入歳出予算、歳入です。

(事項別明細書は、10 ページからとなります。)

1 款 財産収入 15 万 8,000 円は、土地貸付収入、財産売払収入等です。

2 款 繰越金 は 74 万 2,000 円で、前年度からの繰越金です。

続きまして、歳出です。

(事項別明細書は、12 ページからとなります。)

1 款 総務費 1 項 総務管理費は 80 万円で、管理会委員への報酬等です。

2 款 予備費 としまして 10 万円を計上しました。

説明は、以上です。

議案第 27 号

令和 5 年度安曇野市有明山林財産区特別会計予算

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 69 万 5,000 円と定める。

以下記載のとおりです。

議案書 2、3 ページ

第 1 表 歳入歳出予算、歳入です。

(事項別明細書は、10 ページからとなります。)

1 款 分担金及び負担金 23 万 6,000 円は、地元管理費の分担金です。

2 款 財産収入 4 万 2,000 円は、基金利子、立木の売払い収入等です。

3 款 繰越金 41 万 7,000 円で、前年度からの繰越金です。

続きまして、歳出です。

(事項別明細書は、12 ページからとなります。)

1 款 総務費 1 項 総務管理費 59 万 5,000 円は、同様に管理会委員の報酬、基金への積立金です。

2 款 予備費 としまして 10 万円を計上しました。

説明は、以上です。

議案第 28 号

令和 5 年度安曇野市富士尾沢山林財産区特別会計予算

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 66 万円と定める。

以下記載のとおりです。

議案書 2、3 ページ

第 1 表 歳入歳出予算、歳入です。

(事項別明細書は、10 ページからとなります。)

1 款 分担金及び負担金 31 万 5,000 円は、地元管理費の分担金です。

2 款 財産収入 5,000 円は、基金利子です。

3 款 繰越金 34 万円で、前年度からの繰越金です。

続きまして、歳出です。

(事項別明細書は、12 ページからとなります。)

1 款 総務費 1 項 総務管理費 56 万円は、管理会委員の報酬です。

2 款 予備費 10 万円を計上しました。

説明は、以上です。

議案第 29 号

令和 5 年度安曇野市穂高山林財産区特別会計予算

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 72 万円と定める。

以下記載のとおりです。

議案書 2、3 ページ

第 1 表 歳入歳出予算、歳入です。

(事項別明細書は、10 ページからとなります。)

1 款 分担金及び負担金 29 万円は、地元管理費の分担金です。

2 款 財産収入 4,000 円は、基金利子です。

3 款 繰越金 42 万 6,000 円で、前年度からの繰越金です。

続きまして、歳出です。

(事項別明細書は、12 ページからとなります。)

1 款 総務費 1 項 総務管理費 62 万円は、管理会委員の報酬及び、管理道路の維持の委託費、基金積立金等です。

2 款 予備費 10 万円を計上しました。

説明は、以上です。

議案第 30 号

令和 5 年度安曇野市産業団地造成事業特別会計予算

令和 5 年度安曇野市産業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 297 万 5 千円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

2 ページの「第 1 表 歳入歳出予算」の歳入をお願いします。

事項別明細書は、予算に関する説明書 10・11 ページとなります。

歳入 2 款 1 項 他会計繰入金 297 万 4 千円です。市内産業団地の維持管理等に関する事務経費等を一般会計から繰り入れるものです。また、3 款 1 項 繰越金として前年度繰越金を 1 千円計上しております。

3 ページの歳出をお願いします。

事項別明細書は、予算に関する説明書 12、13 ページとなります。

1 款 1 項 産業団地事業費 297 万 5 千円は、あづみ野産業団地の雨水貯留浸透施設の管理及び同施設の雨水浸透能力改善工事などが主な内容となります。

説明は、以上です。

議案第 31 号

令和 5 年度安曇野市有明荘特別会計予算

令和 5 年度安曇野市の有明荘特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,162 万 8 千円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

2 ページ、歳入をお願いいたします。

事項別明細書は、予算に関する説明書 10・11 ページです。

1 款繰入金 1 項他会計繰入金 800 万 7 千円は、施設維持管理のため一般会計から繰り入れるものです。

2 款諸収入 1 項雑入は、有明荘に係る指定管理者からの施設使用料 362 万円、

3 款 1 項 繰越金は、前年度繰越金として 1 千円を計上しております。

3 ページ、歳出をお願いします。

事項別明細書は予算に関する説明書の 12・13 ページです。

1 款 1 項 施設事業費 1,162 万 8 千円の主な内容につきましては、施設維持に伴う修繕費及び照明 LED 化等の工事請負費、公用車購入など備品購入費などです。

説明は、以上です。

議案第 32 号

令和 5 年度安曇野市水道事業会計予算

第 1 条 令和 5 年度安曇野市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 3 万 9,900 戸
- (2) 年間総給水量 956 万 5,000 m³
- (3) 一日平均給水量 2 万 6,205 m³
- (4) 主な建設改良事業

主要管路整備工事 2 億 8,655 万円

既設管路（老朽管）更新工事 1 億 3,077 万 4 千円

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収 入)

第 1 款 水道事業収益 22 億 9,211 万 4 千円

(支 出)

第 1 款 水道事業費用 19 億 9,033 万 8 千円

各項の内容については、次の第 4 条と合わせ別資料により後段で御説明申し上げます。

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 14 億 6,473 万円は過年度分
損益勘定留保資金 4 億 4,767 万 2 千円、建設改良積立金 9 億 3,756 万円及
び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 7,949 万 8 千円で補填
するものとする

(収 入)

第 1 款 資本的収入 1 億 6,970 万 5 千円

(支 出)

第 1 款 資本的支出 16 億 3,443 万 5 千円

第 5 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用

第 6 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1 億 3,368 万 6 千円

第7条 たな卸資産の購入限度額は、2,400万円と定める。

それでは、主な内容について別冊の予算書で御説明しますので、予算書の4・5ページをお開き下さい。

このページは実施計画になります。内容は別のページで御説明いたします。

次に、16ページをお願いします。

予定損益計算書になりますが、先ほどの実施計画に基づく事業運営によりまして、下から4行目、当年度純利益を2億3,031万7千円見込んでおります。

24、25ページをお願いします。予算説明書になります。

先程の実施計画の内容について、こちらで説明いたします。

収益的収入及び支出ですが、水道事業の経営活動に係る収入及び支出を計上しております。

まず収入ですが、

1款 水道事業収益 1項 営業収益 1目 給水収益は、前年度対比1,014万2千円増の18億5,150万9千円を計上しています。 続きまして、

26・27ページをお願いします。

支出になりますが、

1款 水道事業費 1項 営業費用につきましては、水道水の安定供給のために経常的に発生する費用として、人件費や施設の維持管理経費などの他、減価償却費や資産減耗費を計上しており、前年度対比9,446万6千円増の、18億5,600万1千円です。

増額の理由は主に、1目 原水および浄水費で電気料金高騰に伴う動力費 約1億1,600万円の増額によるものです。 続きまして

30ページをお願いします。

2項 営業外費用は、前年度対比4,428万9千円減の1億2,433万7千円です。

減額の理由は、1目 支払利息及び企業債取扱諸費について、令和3年、4年度に企業債の借入を行わなかったこと、

2目 消費税及び地方消費税が建設改良の増加に伴う支出の増加により3,050万9千円減額見込みとなったことによります。

次に32・33ページをお願いします。

資本的収入及び支出で、

水道施設の新設、改良などに係る収入及び支出を計上しています。

収入については、

1款 資本的収入 1項 負担金 と 2項 補助金は、共に支出において計上した、県など他の機関又は他部局で実施する事業に伴う仮設配管、及び布設替え工事、また主要管路布設工事の国庫補助事業の事業費増額に伴い、全体として前年度対比1,513万7千円増の1億6,970万5千円を計上しております。

34・35 ページをお願いします。 支出になります。

1 款 資本的支出 1 項 建設改良費は、前年度対比 2 億 6,745 万 9 千円増の 10 億 4,992 万 1 千円で、

増額の主な内容は、1 目 配水設備工事費で、重要給水施設を耐震管で結び災害に対する基盤強化を図る 主要管路敷設工事費が約 1,000 万円、穂高豊里拠点配水池の配水量不足を解消するための整備事業を約 7,000 万円、明科潮沢系施設の再構築事業を含む老朽管の布設替え工事約 1 億 5,000 万円、県など他の機関または他部局の事業実施に伴う仮設または布設替え工事約 5,000 万円を計上していることによります。

2 項 企業債償還金は前年度対比 1,304 万円減の 5 億 8,451 万 4 千円で、減額の理由は、令和 3 年度、4 年度において借入れを行わなかったことによります。

説明は、以上です。

議案第 33 号

令和 5 年度安曇野市下水道事業会計予算

第 1 条 令和 5 年度安曇野市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 排水戸数 3 万 1,700 戸
- (2) 年間総汚水量 859 万 3,000 m³
- (3) 一日平均汚水量 2 万 3,542 m³
- (4) 主な建設改良事業
下水道施設統廃合事業 2 億 7,757 万 4 千円

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収 入)

第 1 款 下水道事業収益 42 億 1,242 万 5 千円

(支 出)

第 1 款 下水道事業費用 36 億 7,823 万 9 千円

(各項の内容については、次の第 4 条も含め別資料により後段で御説明申し上げます。)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 15 億 6,065 万円は過年度分損益勘定留保資金 4 億 2,286 万円、当年度分損益勘定留保資金 5 億 1,060 万 6 千円、減債積立金 6 億 1,400 万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,318 万 4 千円で補填するものとする。

(収 入)

第 1 款 資本的収入 16 億 5,314 万 7 千円

(支 出)

第 1 款 資本的支出 32 億 1,379 万 7 千円

第 5 条 は企業債ですが、下水道施設の整備等のための下水道事業債について、その限度額を、2 億 5,400 万円、資本費平準化債を 6 億 8,400 万円とし、また、利率の限度額を 0.5%以内とするものです。

第 6 条 は一時借入金の限度額の定め。

第 7 条 は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合、営業費用からの流用を可能とする定め。

第 8 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、職員給与費 6,890 万 9 千円とするものです。

第 9 条 は、たな卸資産の購入限度額を、200 万円と定めるものです。

それでは、主な内容について別冊の予算書により御説明いたします。

予算書 40・41 ページをお開き下さい。このページは実施計画になります。内容については、別ページで申し上げます。次に 52 ページをお願いします。予定損益計算書になりますが、先ほどの実施計画に基づく事業運営によりまして、下から 4 行目、当年度純利益を 5 億 2,679 万 5 千円見込んでおります。

60・61 ページをお願いします。 予算説明書になります。先ほどの実施計画の内容についてこちらで説明します。 まず、

収益的収入及び支出の収入の主な項目について申し上げます。

1款 下水道事業収益 1項 営業収益 1目 下水道使用料は、18 億 2,472 万 9 千円を計上しています。 次に、

2項 営業外収益 1目 他会計負担金は、前年度対比 661 万 4 千円減の 15 億 9,262 万 7 千円で、国の繰出基準に基づく一般会計からの繰入金です。

2目 長期前受金戻入は、資産の取得にあたり受け入れた補助金や受益者負担金等を、資産の減価償却に応じて、順次収益化する会計処理により発生するもので、7 億 6,464 万 5 千円です。 続いて

収益的支出について 62・63 ページをお願いします。

1款 下水道事業費用 1項 営業費用につきましては、安定的な汚水処理のため、経常的に発生する費用として、人件費や施設の管理委託費などのほか、減価償却費や資産減耗費など合計で 32 億 3,786 万 9 千円、前年度対比 1 億 59 万 2 千円増で計上しています。増額の理由は、1 目管きょ費で燃料高騰の影響により犀川安曇野流域下水道維持管理負担金が約 7,400 万円増加、下水道公社への下水道処理施設等維持管理業務委託料が約 1,800 万円増加していることなどによります。

続きまして、66・67 ページをお願いします

1項 営業費用 7目 減価償却費が、前年度対比 122 万 7 千円減の 18 億 5,897 万 9 千円です。有形固定資産の減価償却費に加え、流域下水道の処理場及び幹線管きょ等の建設にあたり支出した負担金等を無形固定資産として整理し、有形固定資産と同様に減価償却を行っております。 次に

68・69 ページをお願いします。

2項 営業外費用 1目 支払利息及び企業債取扱諸費は、前年度対比 4,859 万 4 千円減の 3 億 9,634 万 2 千円で、減額の理由は、新たな借入による増額分より企業債の償還が進み、企業債残高が減少していることによって、企業債利息が減額となったことによります。 次に、

70・71 ページをお願いします。

「資本的収入及び支出」の収入です。

1款 資本的収入 1項 企業債は、前年度対比 2 億 7,640 万円増の 9 億 3,800 万円で、管きょ等の整備のために発行する下水道事業債と、起債償還の負担を平準化するための資本費平準化債を計上しています。

3項 補助金 は、前年度対比 2 億 3,230 万円増の 2 億 8,050 万円で、増額の理由は、下水道施設統廃合事業に係る社会資本整備総合交付金の増によるものです。

続きまして 72・73 ページをお願いします。 資本的支出になります。

1 款 資本的支出 1 項 建設改良費は、前年度対比 4 億 4,824 万 7 千円増の 6 億 9,536 万 6 千円です。

増額の理由は、1 目 管きょ工事費に下水道施設統廃合事業に係る委託料、工事請負費及び補償費 計 5 億 6,100 万円を計上していることによります。 次に、

2 項 企業債償還金は前年度対比 1,960 万 7 千円増の 25 億 1,843 万 1 千円で企業債の定期償還分です。

説明は、以上です。

議案第 34 号

第 2 次安曇野市総合計画基本構想及び後期基本計画について

市総合計画は、「安曇野市自治基本条例（第 14 条）」に基づき策定をする市政運営上の基本となる計画です。

令和 5（2023）年度から令和 9（2027）年度までの後期基本計画を定めるにあたり、「安曇野市議会の議決すべき事件を定める条例（第 2 条）」に基づき、議会の議決をお願いするものです。

別冊「第 2 次安曇野市総合計画基本構想・後期基本計画」にて説明いたします。

計画の 1 ページをご覧ください。「第 1 章 序論」です。

（2 ページ以降となりますが、）序論では、当該計画の概要、本市の人口、財政状況、本市を取り巻く環境変化、前期基本計画期間中の主な取組、市民意識調査による市民の意向が記載されており、これらの結果を踏まえ、後期基本計画が作成されております。

次に 18 ページをご覧ください。基本構想の内容です。

「第 2 節 将来ビジョン」では、本市がまちづくりを進めていくうえで目指す「将来像」を示しています。

後期計画では、「自然、文化、産業が織りなす 共生の街 安曇野」となります。本市の強みである自然、文化、産業を更に磨き上げ、魅力的な街を目指すと共に、様々な価値観を持つ市民が活躍できる共生社会の実現を目指し、安曇野に暮らして幸せだと実感してもらえる街を目指すものです。

次に 19 ページ、「第 3 節 まちづくりの目標」です。

この目標は、市の将来ビジョンを具現化するための目標であり、総合的かつ計画的に施策の展開を図るものです。

「目標 1 いきいきと健康に暮らせるまち」では、誰もが健康で心豊かに暮らせるよう、市民の健康を支えると共に、安心して妊娠、出産、子育てが出来るまちを目指すものです。

「目標 2 魅力ある産業を維持・創造するまち」では、市内の農林水産業や商工業など、産業振興を推進し、戦略的な観光プロモーションの展開を通して観光客や関係人口の増加を図り、市内外において魅力あるまちを目指すものです。

「目標 3 安全で安心して暮らせるまち」では、防災・減災対策の推進、地域の防災力の強化など、安心して暮らせるまちを目指すものです。

(続いて 20 ページとなります。)

「目標 4 自然と暮らしやすさが調和するまち」では、豊かで美しい自然環境の保全に努め、計画的に都市整備を行うことで、自然と暮らしやすさが調和したまちを目指すものです。

「目標 5 学び合い 人と文化を育むまち」では、多様な学びの機会を創出し、生涯にわたって成長・活躍出来る環境づくりを進めると共に、本市の文化・芸術・歴史に触れる機会を創出し、心豊かで魅力あるまちを目指すものです。

「目標 6 みんなでともにつくるまち」では、行政や市民、地域団体などが共同しながらまちづくりを進めると共に、誰もが自分らしく暮らせる共生社会の実現を目指し、多様性を認めあうことで人権が尊重されるまちを目指すものです。

次に 21 ページです。

土地利用の基本的な方向性を示した「土地利用構想」を定めております。

続きまして後期基本計画の内容です。24 ページをご覧ください。

後期の計画期間は、令和 5 (2023) 年度から令和 9 (2027) 年度までの 5 年間です。

目標人口は、令和 2 (2020) 年度の国調人口 94,222 人を人口ビジョンに加味し、新たに令和 22 (2040) 年度：86,000 人を目標とするものです。

次に 27 ページです。

後期基本計画では、重点的に取り組む施策として「価値創出プロジェクト」を設定しております。

この「価値創出プロジェクト」は、市の新たな魅力の創出に加え、既にある多くの魅力を磨き上げ、市内外に価値として認識してもらう取組であり、重点的・施策横断的に取り組むものとして設定していきます。

各プロジェクトについては、「誰もが活躍する共生のまち」、「選ばれ続けるまち、安曇野」、「AZUMINOブランドの発信」、「文化・芸術中核都市の実現」、「アウトドア・スポーツの聖地」の 5 つです。

具体的な取組みについては、実施計画で毎年設定をし、事務事業評価等で進捗管理をして行く方針です。

最後に後期基本計画の「施策」です。

この「施策」は、先ほど説明した 6 つの「まちづくりの目標」を達成するための取組みです。

33 ページ以降となりますが、全部で 45 の施策があり、市で展開する全ての事業に対し網羅されております。具体的な取組みについては、毎年度に設定する実施計画にて具現化されます。

説明は、以上です。

議案第 35 号

市道の廃止について

道路法第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止したいので議会の議決を求めるものです。

別紙（1 ページ）の市道廃止路線調書をご覧くださいと思います。

今回の廃止路線は 2 路線ございます。

整理番号 1 の三郷 0641 号線は、現在、安曇野建設事務所が実施しております黒沢川調節池整備事業により調整池内となるため、市道としての機能が喪失することから廃止するものです。

整理番号 2 の明科 4036 号線は、松本糸魚川連絡道路のアクセス道路として整備する計画があり、整備に伴い終点位置が変更となるため、一旦路線を廃止するものです。

路線の位置につきましては、2 ページから 3 ページの廃止路線位置図をご覧くださいと思います。

説明は、以上です。

議案第 36 号

市道の認定について

道路法第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので議会の議決を求めるものです。

別紙（1 ページ）の市道認定路線調書をご覧くださいと思います。

今回の認定路線は 3 路線ございます。

整理番号 1 の豊科 1737 号線は、合併前の旧豊科町時代に宅地造成により築造された道路であります。当時、町道認定されないまま取り残されていることが確認されました。

市道として管理すべき道路でありますので市道認定するものです。

整理番号 2 の明科 4036 号線は、松本糸魚川連絡道路のアクセス道路整備に伴い、終点位置を変更し、再認定するものです。

整理番号 3 の明科 4306 号線は、明科 4036 号線の路線変更に伴い、再認定するものです。

路線の位置につきましては、2 ページから 3 ページの認定路線位置図をご覧くださいと思います。

説明は、以上です。

議案第 37 号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、公用車による人身事故に係る損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものです。

1 損害賠償の相手方

記載のとおりです。

2 事故の概要

令和 4 年 6 月 27 日、穂高の柏矢町南交差点において赤信号で停車中に助手席の書類を探していたところブレーキから足が離れ、公用車が動き出し相手車両に追突した人身事故です。

3 損害賠償の額

本件事故の原因は当市運転者の不注意であり、安曇野市の過失を 100%とする。

よって、安曇野市は本件事故の相手方に対し、損害の解決金として 143 万 2,085 円を賠償するものとする。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認しましたので、ご報告するものです。

説明は、以上です。

議案第 38 号

安曇野市消防団小型動力ポンプ付積載車の購入に係る売買契約について

安曇野市消防団小型動力ポンプ付積載車の購入について、下記のとおり売買契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 48 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 安曇野市消防団小型動力ポンプ付積載車の購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 27,940,880 円 |
| 4 契約の相手方 | 長野県松本市野溝西 1 丁目 9-47 有限会社 松本中信防災 代表取締役 <small>しらき</small> 白木 <small>ひであき</small> 秀明 |

説明は、以上です。